

海洋ごみ対策について

海洋ごみ（漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ）対策は、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットで「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」を目指すとした「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が示され、さらに、令和5年5月に開催されたG7広島サミットにおいては、10年前倒しとなる「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されるなど国際的な重要課題である。

また、国内においても、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法で漂流ごみ等が新たな法の対象となり、令和元年5月に海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針において、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。

さらに、令和3年に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法において、国と地方公共団体の責務として、海洋ごみの除去・発生抑制等の対策を連携して行うことが規定されている。

長大な海岸線を有する中国・四国各県において、プラスチックごみ等による海洋汚染は、海洋環境や沿岸環境のみならず、水産業や観光業にも深刻な影響を及ぼす重要な問題であり、海岸の環境保全、良好な景観維持のためには、これらの回収・処理を長期間にわたり継続的に推進していく必要がある。

海流・潮流や風などにより国境や県境を越えて移動する海洋ごみは、漂着地点の都道府県民等が原因者となったものとは限らず、近隣の諸外国のごみも漂着し、国が責任を持って取り組むべき広域的な問題であることから、環境省においても高率補助制度（補助率7～9.5割）が設けられているものの、その予算額は十分とは言えず、必要な対策が取られていない。

また、近隣の諸外国に由来する海洋ごみの問題は、国や地方公共団体の対策のみでは解決が困難であり、国における外交ルートを通じた取組が不可欠である。

については、地域の実情に応じた適切な海洋ごみ対策を進められるよう、国に対し次のとおり要請する。

- 1 海洋ごみの回収・処理を継続的に実施するための十分な予算を国において確保するとともに、国土交通省、農林水産省においては、災害時の補助制度だけでなく、海岸管理者等が平時から利用できる柔軟な制度を創設すること。
- 2 プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、具体的な発生抑制策を講ずるとともに、従来のように海洋ごみ削減を目的とした普及啓発活動全般を補助対象とすること。また、河川や用水路等におけるごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。
- 3 海底堆積ごみや漂流ごみの最終的な処理責任が国にあることを明確にしたうえで、その回収・処理ルールを確立すること。
- 4 対岸諸国に由来する海洋ごみについて、外交ルートを通じて、対岸諸国に原因究明と対策を強く要請すること。
- 5 海洋ごみのうち、処理が難しい大型漁具等のリサイクル技術の開発を進めること。
- 6 マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態解明と発生抑制策を講ずること。
- 7 プラスチックごみ削減のため、プラスチック資源循環促進法に基づき、持続的な回収・リサイクルシステムの構築を推進するとともに、プラスチック代替品の開発・導入に対する支援や、地方での取組が一層促進されるよう実効性のある対策を講ずること。

令和6年10月15日

中四国サミット

| | | | | | |
|---------------|---|---|---|-----|-----|
| 鳥取 | 県 | 知 | 事 | 平井 | 治也 |
| 島根 | 県 | 知 | 事 | 丸山 | 太彦 |
| 岡山 | 県 | 知 | 事 | 伊原木 | 政純 |
| 広島 | 県 | 知 | 事 | 崎岡 | 人広司 |
| 山口 | 県 | 知 | 事 | 藤田 | 茂介 |
| 徳島 | 県 | 知 | 事 | 田村 | |
| 香川 | 県 | 知 | 事 | 田中 | |
| 愛媛 | 県 | 知 | 事 | 濱芦 | |
| 高知 | 県 | 知 | 事 | 田谷 | |
| (一社)中国経済連合会会長 | | | | 井長 | |
| 四国経済連合会会長 | | | | | |